

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月三十一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則二―三―三九

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ	（審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ

イ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

5～7 (略)

(公文書監理室の所掌事務)

第十二条の三 公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

イ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理及びこれに関連する情報の公開の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

5～7 (略)

(公文書監理室の所掌事務)

第十二条の三 公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 人事院の保有する個人情報の保護に関する

こと。

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の四 情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(削る)

一〇四 (略)

(新設)

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の四 情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 人事院の保有する個人情報の保護に関する

こと。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。